

参考資料

令和3年6月第2回定例会

令和3年大府市議会第2回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和2年6月	令和3年6月
1 条 例	8	4
(1) 制 定	1	1
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	7	3
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	2	2
(1) 一般会計予算	2	1
(2) 特別会計予算	0	1
(3) 企業会計予算	0	0
3 その他の議案	4	4
4 人 事 案 件	3	2
計	17	12

令和3年大府市議会第2回定例会提出議案

【報告】

- 報告第 3号 令和2年度大府市繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
報告第 4号 令和2年度大府市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 5号 令和2年度大府市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 6号 債権放棄の報告について

【条例】

- 議案第28号 大府市地方創生応援基金条例の制定について
議案第29号 大府市税条例の一部改正について
議案第30号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第31号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第32号 令和3年度大府市一般会計補正予算（第3号）
議案第33号 令和3年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

【その他】

- 議案第34号 市道の路線認定について
議案第35号 財産の取得について
議案第36号 財産の取得について

後日提案

【その他】

- 議案第37号 自治功労者の推薦について

【人事】

- 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【報 告】

報告第 3号 令和2年度大府市繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

令和2年度大府市一般会計予算に定める繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するもの

- ・老人福祉施設整備事業、保育所整備事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、道路維持事業、補助幹線道路改良事業、幹線道路整備事業、小学校施設整備管理事業、小学校運営事業及び中学校運営事業

（担当課等）

法務財政課

報告第 4号 令和2年度大府市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度大府市下水道事業会計予算に定める経費を令和3年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するもの

- ・雨水整備事業（建設改良費の繰越し）
- ・雨水管渠等維持管理事業（事故繰越し）

（担当課等）

水道工務課

報告第 5号 令和2年度大府市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和2年度大府市下水道事業会計予算に定める継続費に係る経費を令和3年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するもの

- ・雨水整備事業

（担当課等）

水道工務課

報告第 6号 債権放棄の報告について

大府市債権管理条例（平成22年大府市条例第1号）第12条の規定に基づき、債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告するもの

・国民健康保険一般被保険者返納金及び水道料金

(担当課等)

法務財政課

【条 例】

議案第 28 号 大府市地方創生応援基金条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、企業版ふるさと納税を活用し、地方創生に向けた取組を計画的に推進することを目的とした、大府市地方創生応援基金を設置するため、条例を制定するもの

(内 容)

第 1 条 大府市地方創生応援基金の設置について規定した。

第 2 条 基金として積み立てる額について規定した。

第 3 条 基金に属する現金の管理について規定した。

第 4 条 基金の運用益金の処理について規定した。

第 5 条 基金に属する現金の繰替運用について規定した。

第 6 条 基金の処分について規定した。

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることを規定した。

(施行期日)

公布の日

(担当課等)

法務財政課

議案第 29 号 大府市税条例の一部改正について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

※「令和 3 年度市税条例の改正の概要」参照

(担当課等)

税務課

議案第 30 号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・連携施設の確保に係る規定の整備

(施行期日)

公布の日

(担当課等)

幼児教育保育課

議案第 3 1 号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・電磁的記録の使用に係る規定の新設
- ・連携施設の確保に係る規定の整備

(施行期日)

令和 3 年 7 月 1 日。ただし、連携施設の確保に係る規定の整備に係る部分は、公布の日

(担当課等)

幼児教育保育課

【補正予算】

議案第 3 2 号 令和 3 年度大府市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 3 号 令和 3 年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

※「第 2 回定例会補正予算の概要」参照

【その他】

議案第 3 4 号 市道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を認定するため、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道 4 3 7 1 号線ほか 7 路線を、民間の開発行為による道路の帰属があったため、それぞれ新たに認定するもの

(担当課等)
建設総務課

議案第35号 財産の取得について

財産を取得するため、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年大府市条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・取得する財産 大府市立大府北中学校給食室用備品
- ・取得の方法 指名競争入札
- ・取得金額 27,995,000円
- ・契約の相手方 名古屋市西区上橋町64番地
ハヤカワ産業株式会社
代表取締役 水野友児

※入札参加者数7社 入札回数1回

※「大府北中学校給食室用備品の概要」参照

(担当課等)
学校教育課

議案第36号 財産の取得について

議案第35号と同趣旨

(内 容)

- ・取得する財産 水槽付消防ポンプ自動車
- ・取得の方法 指名競争入札
- ・取得金額 53,897,889円
- ・契約の相手方 名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号富春ビル5F
小川ポンプ工業株式会社名古屋事務所
所長 奥野修

※入札参加者数9社 入札回数1回

※「水槽付消防ポンプ自動車の概要」参照

(担当課等)
消防総務課

後日提案

【その他】

議案第 37号 自治功労者の推薦について

大府市自治功労者を推薦するため、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第4条第1項第7号の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

（担当課等）

秘書人事課

【人 事】

議案第 38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

（内 容）

- ・委員3名のうち1名の任期（3年）が満了することに伴い、委員を選任するもの

（担当課等）

法務財政課

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

（内 容）

- ・委員8名のうち5名の任期（3年）が満了することに伴い、委員の候補者を推薦するため、議会の意見を求めるもの

（担当課等）

福祉総合相談室

令和3年度市税条例の改正の概要

○ 個人市民税

(令和4年1月1日施行。ただし、2に係る部分は令和6年1月1日施行)

- 1 寄附金税額控除の対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くもの
- 2 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、非課税限度額算定の基礎となる扶養親族を扶養控除の要件と同一とするもの
- 3 セルフメディケーション税制の適用期限を5年間延長
「令和4年度分まで」 → 「令和9年度分まで」

○ 固定資産税(令和5年4月1日施行)

生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置が終了することに伴い規定を整理するもの

新	旧
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所</p>

新	旧
<p>得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。</u>）</p> <p>2 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p>	<p>得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>を除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～12 略</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 <u>法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p>

議案第30号関係

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5～9 略</p>

議案第31号関係

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 事業所内保育事業（第40条―第46条） <u>第6章 雑則（第47条）</u> 附則 （保育所等との連携）</p> <p>第4条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携及び協力を行う施設（保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）をいう。以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～5 略 （準用）</p> <p>第46条 略 <u>第6章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u></p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 事業所内保育事業（第40条―第46条）</p> <p>附則 （保育所等との連携）</p> <p>第4条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携及び協力を行う施設（保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）をいう。以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～5 略 （準用）</p> <p>第46条 略</p>

新	旧
<p>第47条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	

第2回定例会補正予算の概要

1 総括

第2回定例会に提出する補正予算のうち、一般会計補正予算（第3号）及び国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が69,530千円の増額で、補正後の予算規模は、47,432,484千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第3号）は、補正予算額が69,530千円の増額で、補正後の予算規模は、33,128,067千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、デジタル手続法システム改修委託料4,400千円、A I ロボット使用料330千円及びオンライン英会話サービス使用料1,012千円を新たに計上するほか、自治会等集会施設建築事業補助金240千円、税等基幹系業務システム改修委託料8,910千円、愛三文化会館管理事業に係る修繕料2,500千円、I C T化推進事業補助金1,500千円、少年少女発明クラブ交付金1,440千円、保育所整備工事費10,373千円、予防接種事故対策費1,632千円等を増額するとともに、愛三文化会館管理事業に係る用地借上料771千円を減額するものである。

また、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加に歯止めがかからず、その影響が長期化する状況において、ワクチン接種の加速化により感染拡大の防止を図るとともに、不安を抱える低所得世帯や女性、子ども達に寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性つながりサポート等委託料3,948千円及び子どものつながりの場づくり等委託料1,000千円を新たに計上し、国民健康保険事業特別会計へ繰出し8,000千円及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料24,374千円をそれぞれ増額するものである。

歳入では、地域女性活躍推進交付金2,960千円、地域子供の未来応援交付金750千円、I C T活用教育推進事業委託金1,432千円、少年少女発明クラブ運営寄附金1,440千円及び予防接種事故賠償補償保険金5,519千円を新たに計上するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金24,374千円、保育対策総合支援事業費補助金1,000千円、都市再生区画整理補助金24,997千円、予防接種事故対策費負担金1,224千円、新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金552千円及び新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金9,238千円をそれぞれ増額するとともに、財政調整基金繰入金3,956千円を減額するものである。

（2）国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容は、次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対する保

険税の減免制度の継続に伴う財源振替を行うため、歳入で、一般被保険者国民健康保険税10,000千円を減額するとともに、特別調整交付金分2,000千円及びその他一般会計繰入金8,000千円をそれぞれ増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和2年度6月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	33,058,537	69,530	33,128,067	45,140,440	△12,012,373	△26.6
特別会計	8,594,083	0	8,594,083	8,573,982	20,101	0.2
国民健康保険	7,247,712	0	7,247,712	7,239,919	7,793	0.1
後期高齢者医療	1,346,371	0	1,346,371	1,334,063	12,308	0.9
企業会計	5,710,334	0	5,710,334	6,079,440	△369,106	△6.1
水道事業	2,547,871	0	2,547,871	2,691,287	△143,416	△5.3
下水道事業	3,162,463	0	3,162,463	3,388,153	△225,690	△6.7
合計	47,362,954	69,530	47,432,484	59,793,862	△12,361,378	△20.7

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	4,484,168	54,081	4,538,249	新型コロナウイルスワクチン接種対策費 負担金増額	24,374
				地域女性活躍推進交付金	2,960
				保育対策総合支援事業費補助金増額	1,000
				地域子供の未来応援交付金	750
				都市再生区画整理補助金増額	24,997
16 県支出金	2,346,551	2,656	2,349,207	予防接種事故対策費負担金増額	1,224
				ICT活用教育推進事業委託金	1,432
18 寄附金	500,210	1,992	502,202	少年少女発明クラブ運営寄附金 (株式会社豊田自動織機始め42件)	1,440
				新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 増額(株式会社八神始め4件)	552
19 繰入金	2,709,983	5,282	2,715,265	財政調整基金繰入金減額	△3,956
				新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 増額	9,238
21 諸収入	1,185,822	5,519	1,191,341	予防接種事故賠償補償保険金	5,519
計	33,058,537	69,530	33,128,067		

(2) 歳 出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	4,932,767	19,779	4,952,546	新型コロナウイルス感染症総合対策事業 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金増額(寄附充当) 552 地域振興事業 自治会等集会施設建築事業補助金増額 240 情報通信システム整備事業 デジタル手続法システム改修委託料 4,400 税等基幹系業務システム改修委託料増額 8,910 男女共同参画推進事業 女性つながりサポート等委託料 3,948 愛三文化会館管理事業 修繕料増額 2,500 用地借上料減額 △771
3 民生費	13,491,446	22,313	13,513,759	国民健康保険特別会計繰出金事業 国民健康保険事業特別会計へ繰出し増額 8,000 子ども・子育て支援事業計画推進事業 子どものつながりの場づくり等委託料 1,000 私立保育園運営事業 ICT化推進事業補助金増額 1,500 少年少女発明クラブ事業 少年少女発明クラブ交付金増額(寄附充当) 1,440 保育所整備事業 保育所整備工事増額 10,373
4 衛生費	2,817,902	26,006	2,843,908	新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルスワクチン接種委託料増額 24,374 感染症予防事業 予防接種事故対策費増額 1,632
10 教育費	3,494,831	1,432	3,496,263	小学校運営事業 消耗品費増額 45 AIロボット使用料 330 中学校運営事業 消耗品費増額 45 オンライン英会話サービス使用料 1,012
計	33,058,537	69,530	33,128,067	

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 歳入	千円
一般被保険者国民健康保険税減額	△10,000
特別調整交付金分増額	2,000
その他一般会計繰入金増額	8,000
計	0

5 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和2年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和3年度中増減見込額			令和3年度末 残高見込額	令和3年度中増減見込額		令和3年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		3,760,140	9,332		790,000	2,979,472		△3,956	2,983,428
奨学基金		43,323			5,399	37,924			37,924
図書購入基金		8,000				8,000			8,000
減債基金		134,165	41			134,206			134,206
緑化基金		167,889			4,966	162,923			162,923
文化振興基金		39,492			6,862	32,630			32,630
国際交流基金		88,009			2,198	85,811			85,811
スポーツ振興基金		60,916			1,992	58,924			58,924
協働のまちづくり推進基金		15,263			1,599	13,664			13,664
公共施設等整備基金		1,343,161	6,868			1,350,029			1,350,029
みちづくり基金		563,518	606		152,544	411,580			411,580
子ども・子育て応援基金		84,496	2		34,908	49,590			49,590
ふるさとおおぶ応援基金		1,707,747	500,037		1,570,000	637,784			637,784
新型コロナウイルス感染症対策基金		1,208,716	67		148,915	1,059,868	552	9,238	1,051,182
合	計	9,224,836	516,953	0	2,719,383	7,022,406	552	5,282	7,017,676

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

大府北中学校給食室用備品の概要

	品名	規格(間口×奥行×高さ 単位はミリメートル)	数量
1	スチームコンベクションオーブン	980×855×1,860 ガス式 20段	2
2	器具消毒保管機	900×950×1,900	1
3	昇降式食器消毒保管庫	1,400×950×2,610	2
4	真空冷却機	1,130×800×1,730	1
5	冷蔵庫	755×800×1,950 容量:648リットル 逆扉	1
		1,200×800×1,950 容量:1,088リットル	1
6	三槽シンク	2,400×800×850	2
7	検収台	1,700×600×800	1

水槽付消防ポンプ自動車の概要

1 主な車両仕様

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 型式 | I-B型 |
| (2) 車体の形状 | キャブオーバー型ダブルシート |
| (3) シヤシ | 5トンベース |
| (4) 駆動 | 4輪駆動方式 |
| (5) エンジン | ディーゼルエンジン |
| (6) 変速装置 | マニュアルトランスミッション |
| (7) 装備等 | |
| ア 真空ポンプ | |
| イ 水槽 (1, 500リットル) | |
| ウ 吸管 | |
| エ ハイルーフ | |
| オ 消火薬剤混合装置 | |
| カ 三連はしご手動式昇降装置 | |
| (8) 乗車定員 | 5名 |

2 主な積載品

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 管そう | 2本 |
| (2) ホース延長用資機材 | 2台 |
| (3) 投光器及び発電機 | 1式 |
| (4) フォグネイル (高圧消火装置) | 1式 |
| (5) 空気呼吸器 (取付装置付) | 4器 |